

定款変更の手続

法第25条第3項の定款の変更を行う場合には、法人の社員総会により定款変更の議決を行い、群馬県の認証を受ける必要があります。

● 定款変更の議決

- ・ 定款を変更するには、定款の定める方法によって社員総会において議決することが必要になります。（法第25条第1項）
- ・ この議決は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数をもって行わなければなりません。（法第25条第2項）

● 定款変更の認証申請手続

- ・ 所轄庁の変更を伴わない場合と伴う場合で、提出書類等が異なります。

◆ 所轄庁の変更を伴わない場合

（法第25条第3項、第4項、条例第5条、規則第6条）

- 定款変更の議決がなされたら、次の書類を群馬県に提出して、認証を受けます。

① 定款変更認証申請書（規則別記様式第5号）

② 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本

③ 変更後の定款

※④ 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

※⑤ 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書

※ ④、⑤の書類は定款変更の内容が、特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業の種類、その他の事業の種類等に関する場合に提出します。

（法第25条第4項、規則第6条第2項）

◆ 所轄庁の変更を伴う場合（法第26条）

● 所轄庁の変更を伴う場合とは？

- ・ 所轄庁は法人の主たる事務所の所在地によって決まります。主たる事務所の所在地に変更（都道府県の変更）があった場合は、所轄庁が変更になります。
- ・ 群馬県から他の都道府県に主たる事務所を移す場合の定款変更の認証申請は、群馬県を經由して変更後の所轄庁に対し行うこととなります。（群馬県に、変更後の所轄庁の定めるところにより申請書を提出し、群馬県から当該所轄庁に書類を送付します。）（法第26条）
- ・ 申請書の様式や添付書類の提出部数は所轄庁によって異なりますので、事前に当該所轄庁に相談してください。

① 定款変更認証申請書（変更後の所轄庁の定めた様式による）
② 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
③ 変更後の定款
④ 役員名簿（役員の氏名、住所又は居所及び各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
⑤ 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3項に該当することを確認したことを示す書面
⑥ 直近の事業報告書等（※1）
⑦ 当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書（※2）
⑧ 当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書（※2）

（※1）法人の設立後、最初の年度の事業報告書が作成されるまでの間は、設立認証に際しての法第10条第1項第7号の事業計画書、同条第8号の活動予算書並びに設立に際しての法第14条の財産目録をもって替えることとなります。また、合併後において、最初の年度の事業報告書が作成されるまでの間もこれと同様の取扱になります。

（※2）定款変更の内容に特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業、その他の事業に関する内容が含まれる場合に提出します。

◆ 定款変更の届出手続

- 次の事項に関する変更については、群馬県の認証は必要ありません。
この場合は、定款変更の議決がされたら、遅滞なく群馬県に「定款変更届出書」（規則別記様式第6号）を提出しなければなりません。（法第25条第6項、規則第7条）

① 事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないものに限る）
② 役員の定数の変更
③ 資産に関する事項の変更
④ 会計に関する事項の変更
⑤ 事業年度の変更
⑥ 解散に関する変更（残余財産の処分に関する事項を除く）
⑦ 公告の方法の変更
⑧ 法第11条第1項各号にない事項（合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員・顧問等に関する事項等）

<提出書類>

① 定款変更届出書（別記様式第6号）
② 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
③ 変更後の定款

● 変更の登記

- ・ 定款変更などによって登記事項に変更が生じた場合は、事務所の所在地を管轄する法務局において、主たる事務所の所在地において2週間以内に変更の登記をしなければなりません。（法第7条、組合等登記令第3条第1項）
- ・ 登記についての詳細は、管轄の法務局にお問い合わせください。

● 定款の変更の登記完了提出書の提出

- ・ 定款変更に伴い、登記事項の変更の登記を行った際は、遅滞なく登記事項証明書及び変更後の定款（定款変更認証の場合に限る）を添えて「定款の変更の登記完了提出書」（規則別記様式第7号）を群馬県に提出する必要があります。

<提出書類>

①	定款の変更の登記完了提出書（規則別記様式第7号）
②	登記事項証明書
③	変更後の定款※定款変更認証の場合に限る

※平成24年4月1日から、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めが登記事項となり、定款において理事の代表権の範囲又は制限に関する定めを設けている場合には、その定めを登記しなければならないこととなりました。

また、特定の理事（理事長等）のみが法人を代表する旨の定款の定めがある場合には、その理事以外の理事を登記する必要がなくなりました。

(事業を追加する場合の記載例)

別記様式第5号(規格A4)(第6条関係)

年 月 日

群馬県知事 へ

特定非営利活動法人の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

定款変更認証申請書

下記のとおり定款を変更することについて特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容

①変更しようとする定款の条文(※変更事項が多い場合は、別紙の添付も可とする)
条文の変更内容は、以下のとおりです。

条文	新	旧
第4条 (注)	この法人は、前条の目的を達成するため 次の種類の特定非営利活動を行う。 (1)..... (2).....(※追加部分に下線を引く)	この法人は、前条の目的を達成するため 次の種類の特定非営利活動を行う。 (1).....
第5条	この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)特定非営利活動に係る事業 ①..... ②..... ③.....(※追加部分に下線を引く) ④.....	この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)特定非営利活動に係る事業 ①..... ②.....

(注) 事業を追加する場合、事業内容によって活動の種類も追加する必要があります。

②変更しようとする時期

(認証の時から) ※変更しようとする時期を定めている場合には、その旨を記載

2 変更の理由

(事業を追加した理由を簡潔に記載する)

注1 「1 変更の内容」には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。

2 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本、変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。)を添付すること。

3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか以下の書類を添付すること。
(1) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)

(2) 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面

(3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合

- 併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録)
- 4 法第52条第3項の規定により、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、注2及び3に掲げる書類のほか、以下の書類を添付すること。
- (1) 法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し（特例認定特定非営利活動法人は除く。）、同項第2号に規定する認定又は特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し、同項第3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- (2) 認定又は特例認定の通知書の写し
- (3) 所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに規定する以下の書類の写し
- ① 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ② 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる書類
- イ 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- ロ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- ハ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
- (イ) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
- (ロ) 役員等との取引
- ニ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
- ホ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- ヘ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- ト 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
- ③ 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- (4) 所轄庁に提出した直近の法第54条第3項に規定する助成の実績を記載した書類の写し

(法第25条第4項関係作成例)

特定非営利活動法人〇〇〇〇 第××回総会議事録

- 1 日 時 〇〇年〇〇月〇〇日〇時～〇時
- 2 場 所 〇〇〇〇
- 3 出席者数 社員総数〇人のうち〇人出席（うち書面表決者〇人、電磁的方法による表決者〇人、表決委任者〇人）

4 審議事項

- ・社員総数及び定款変更議決に必要な定足数の確認
- ・第〇号議案 定款変更に関する事項
- ・第〇号議案 事業計画及び活動予算に関する事項(法人の行う事業の変更の場合)
- ・第〇号議案 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することの確認(所轄庁の変更を伴う場合)

5 議事の経過の概要及び議決の結果

(1) 開会（会議の成立の確認）

(2) 議長の選出

記載例) 議長の選任について諮ったところ、満場一致をもって〇〇〇〇氏を選任した。

(3) 議案の審議

第〇号議案 定款変更に関する件

…（具体的な審議経過、審議結果を記載）

(4) 閉会

6 議事録署名人選任の件

記載例) 議事録署名人について、議長より本日出席の〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏の2名を指名したところ、満場一致異議なく承認された。

以上、この議事録が正確であることを証します。

押印の有無については法人の定款に従ってください。

年 月 日

議	長	氏	名
議事録署名人		氏	名
同		氏	名

(備考)

3には、書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する。

(主たる事務所の所在地を変更(県内での移転)した場合の記載例)
別記様式第6号(規格A4)(第7条関係)

年 月 日

群馬県知事 あて

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

定款変更届出書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)

第25条第6項

第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第6項

第62条において準用する法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第6項の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

記

1 変更の内容

条文の変更内容は、以下の対照表のとおりです。

条文	新	旧
第2条	この法人は、事務所を群馬県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号に置く。	この法人は、事務所を群馬県 △△市△町△丁目△番△号に置く。

変更した時期 : 〇年〇月〇日

2 変更の理由

主たる事務所を移転したため

注1 「1 変更の内容」には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。

2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に届け出る場合には、届出先の団体が定めるところによること。

年 月 日

群馬県知事 あて

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

定款の変更の登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第25条第7項

第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第7項

第62条において準用する法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第7項

の規定により、登記事項証明書及び変更後の定款（法第25条第3項の規定による認証を受けた場合に限る。）を添えて提出します。

注1 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。